

○「監理技術者制度の運用等について」（平成16年7月15日付け国地契第16号、国官技第75号、国営計第46号）

改正後	改正前
<p>標記については、別添のとおり平成16年3月1日付けで「監理技術者制度運用マニュアルについて」が国土交通省総合政策局建設業課長から発出されているところであるが、同マニュアル（以下単に「マニュアル」という。）を踏まえ、公共工事の発注に当たっての監理技術者制度の運用等については、特に下記事項に留意されたく通知する。</p>	<p>標記については、別添のとおり平成16年3月1日付で「監理技術者制度運用マニュアルについて」が国土交通省総合政策局建設業課長から発出されているところであるが、同マニュアル（以下単に「マニュアル」という。）を踏まえ、公共工事の発注に当たっての監理技術者制度の運用等については、特に下記事項に留意されたく通知する。</p>
記	記
<p>1 監理技術者等の途中交代について（マニュアル二一（4））</p> <p>監理技術者及び主任技術者（以下「監理技術者等」という。）の工期途中での交代が認められる場合には、監理技術者等の死亡、傷病、退職等の場合のほか、次に掲げる場合があること。なお、次に掲げるいずれの場合にあっても、工事の継続性、品質確保等に支障を生じさせない観点から、交代前後における監理技術者等の技術力が同等以上に確保されるようにするほか、交代の時期は工程上一定の区切りと認められる時点とすること、工事の規模、難易度等に応じ一定期間重複して工事現場に設置すること等の措置が講じられるようにすること。</p> <p>おって、工事請負代金額が<u>3500万円（建築一式工事にあつては7000万円）</u>以上の工事において工期途中での監理技術者等の交代を認めたときは、工事実績情報サービス（CORINS）に変更登録をするよう徹底すること。</p> <p>① 受注者の責によらない理由により、工事中止又は工事内容の大幅な変更が発生し、工期を延長した場合</p> <p>② 橋梁、ポンプ、ゲート等の工場製作を含む工事であつて、工場から現地へ工事の現場が移行する時点</p> <p>③ ダム、トンネル等の大規模な工事で、一つの契約工期が多年に及ぶ場合</p>	<p>1 監理技術者等の途中交代について（マニュアル二一（4））</p> <p>監理技術者及び主任技術者（以下「監理技術者等」という。）の工期途中での交代が認められる場合には、監理技術者等の死亡、傷病、退職等の場合のほか、次に掲げる場合があること。なお、次に掲げるいずれの場合にあっても、工事の継続性、品質確保等に支障を生じさせない観点から、交代前後における監理技術者等の技術力が同等以上に確保されるようにするほか、交代の時期は工程上一定の区切りと認められる時点とすること、工事の規模、難易度等に応じ一定期間重複して工事現場に設置すること等の措置が講じられるようにすること。</p> <p>おって、工事請負代金額が<u>2500万円</u>以上の工事において工期途中での監理技術者等の交代を認めたときは、工事実績情報サービス（CORINS）に変更登録をするよう徹底すること。</p> <p>① 受注者の責によらない理由により、工事中止又は工事内容の大幅な変更が発生し、工期を延長した場合</p> <p>② 橋梁、ポンプ、ゲート等の工場製作を含む工事であつて、工場から現地へ工事の現場が移行する時点</p> <p>③ ダム、トンネル等の大規模な工事で、一つの契約工期が多年に及ぶ場合</p>

改正後	改正前
<p><u>(3に移動)</u></p> <p>2 監理技術者等の雇用関係の確認等について（マニュアル二-四） 監理技術者等は、所属建設業者と「直接的かつ恒常的な雇用関係」にあることが必要とされ、このうち発注者から直接請け負う建設業者の専任の監理技術者等に係る「恒常的な雇用関係」については、所属建設業者から入札の申込みのあった日以前に3ヶ月以上の雇用関係にあることが必要であるとされていること（マニュアル二-四（3）に定める「緊急の必要その他やむを得ない事情がある場合」については、この限りではない。）。このため、入札等に当たっての監理技術者等の雇用関係の確認等については、以下のとおり取り扱うこと。</p> <p>（1）入札参加希望者等に対する確認手続 監理技術者については、一般競争入札に係る競争参加資格確認資料の提出及び工事希望型競争入札に係る技術資料の提出に際しては、入札参加希望者等（一般競争入札の参加希望者及び工事希望型競争入札における技術資料を提出した者をいう。以下同じ。）に対し、設置予定の監理技術者の</p>	<p>2 監理技術者等を工事現場に専任で設置すべき期間について（マニュアル三（2）） 監理技術者等を工事現場に専任で設置すべき期間は、契約工期が基本であるが、次に掲げる期間については、設計図書、打合せ記録等の書面で明確にした場合に限って、工事現場での専任は要しないこと。</p> <p>① 契約締結後、現場施工に着手するまで（現場事務所の設置、資機材の搬入、仮設工事等が開始されるまで）の期間 ② 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生、埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間 ③ 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間 ④ 工事完成後、検査が終了し、事務手続き後、後片付け等のみが残っている期間</p> <p>3 監理技術者の雇用関係の確認等について（マニュアル二-四） 監理技術者等は、所属建設業者と「直接的かつ恒常的な雇用関係」にあることが必要とされ、このうち発注者から直接請け負う建設業者の専任の監理技術者等に係る「恒常的な雇用関係」については、所属建設業者から入札の申込みのあった日以前に3ヶ月以上の雇用関係にあることが必要であるとされていること（マニュアル二-四（3）に定める「緊急の必要その他やむを得ない事情がある場合」については、この限りではない。）。このため、入札等に当たっての監理技術者の雇用関係の確認等については、以下のとおり取り扱うこと。</p> <p>（1）入札参加希望者等に対する確認手続 監理技術者については、一般競争入札に係る競争参加資格確認資料の提出並びに公募型指名競争入札及び工事希望型指名競争入札に係る技術資料の提出に際しては、入札参加希望者等（一般競争入札の参加希望者並びに公募型指名競争入札及び工事希望型指名競争入札における技術資料を</p>

改正後	改正前
<p>監理技術者資格者証の写しを添付するよう求めること。この場合において、当該写しに記載されている所属建設業者の商号又は名称と入札参加希望者の商号又は名称が異なるとき等上記「直接的かつ恒常的な雇用関係」に疑義があると認められる場合には、当該入札参加希望者等に対し、健康保険被保険者証の写し等上記「直接的かつ恒常的な雇用関係」を明示することができる資料を求めること。<u>工事希望型競争入札以外の指名競争入札にあっては、落札者の決定後、設置予定の監理技術者の監理技術者資格者証の写しを添付するよう求めること。なお、主任技術者については、健康保険被保険者証等の写しを添付するよう求めること。</u></p> <p><u>(2) 在籍出向の要件に係る確認手続</u> <u>入札参加希望者等が在籍出向者を監理技術者等として設置しようとする場合、次のとおり監理技術者等の在籍出向の要件を確認すること。なお、工事希望型競争入札以外の指名競争入札にあっては、落札者の決定後に確認すること。</u></p> <p><u>① 「官公需適格組合における組合員からの在籍出向者たる監理技術者又は主任技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について（試行）」（平成28年3月24日付け国土建第483号）記2.について</u></p> <p><u>1) 開札前における確認手続</u></p> <p><u>イ 監理技術者資格者証等により、在籍出向者と出向元の組合員との間に「直接的かつ恒常的な雇用関係」があることを確認する。</u></p> <p><u>ロ 別途国土交通省土地・建設産業局建設業課長が交付する在籍出向可能範囲通知書（以下「通知書」という。）の写しの提出を求め、出向元の組合員が、通知書中の「(2)①集団を構成する組合員」であることを確認する。</u></p>	<p>提出した者をいう。以下同じ。) に対し、<u>配置</u>予定の監理技術者の監理技術者資格者証の写しを添付するよう求めること。この場合において、当該写しに記載されている所属建設業者の商号又は名称と入札参加希望者の商号又は名称が異なるとき等上記「直接的かつ恒常的な雇用関係」に疑義があると認められる場合には、当該入札参加希望者等に対し、健康保険被保険者証の写し等上記「直接的かつ恒常的な雇用関係」を明示することができる資料を求めること。</p>

改正後	改正前
<p><u>2) 契約締結後における確認手続</u> <u>監督職員（契約事務取扱規則（昭和37年大蔵省令第52号）第18条に定める者をいう。以下同じ。）は、受注者から提出された施工体制台帳により、在籍出向者を監理技術者等として設置する建設工事の下請負人に組合員（通知書中の「(2)②集団に含まれない組合員」を含む。）が含まれていないことを確認する。なお、下請負人に組合員が含まれていることが確認された場合、その事実を契約担当課に報告する。</u></p> <p><u>② 「親会社及びその連結子会社の間の出向社員に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について（改正）」（平成28年5月31日付け国土建第119号）2. について</u></p> <p><u>1) 開札前における確認手続</u></p> <p><u>イ 健康保険被保険者証等により、出向元の会社との間に「直接的かつ恒常的な雇用関係」があることを確認する。</u></p> <p><u>ロ 出向契約書や出向協定書等により、出向先の会社との間に雇用関係があることを確認する。</u></p> <p><u>ハ 別途国土交通省土地・建設産業局建設業課長が交付する企業集団確認書（以下「確認書」という。）の写しを提出するよう求め、出向先の会社と出向元の会社との関係が、確認書中の「(1)①親会社」と「(1)②連結子会社」の関係にあることを確認する。</u></p> <p><u>2) 契約締結後における確認手続</u> <u>監督職員は、受注者から提出された施工体制台帳により、出向社員を監理技術者等として設置する建設工事の下請負人に当該企業集団を構成する会社（確認書中の「(2)非連結子会社」を含む。）が含まれていないことを確認する。なお、下請負人に当該企業集団を構成する会社が含まれていることが確認された場合、その事実を契約担当課に報告する。</u></p>	

改正後	改正前
<p>(3) 入札参加等の取扱い</p> <p><u>(1)の確認手続の結果、当該入札参加希望者等と設置予定の監理技術者等との間に、「直接的かつ恒常的な雇用関係」が確認できない場合又は(2)①1)及び②1)の確認手続の結果、在籍出向の要件に適合することが確認できない場合は、当該入札参加希望者等を入札に参加させないこと。</u></p> <p><u>また、(2)①2)及び②2)の確認手続の結果、在籍出向の要件に適合しない者を監理技術者等として設置していることが確認された場合は、工事請負契約書（「工事請負契約書の制定について」（平成7年6月30日付け建設省厚契発第25号）の別冊をいう。）第46条第1項第3号に基づき、契約を解除すること。</u></p> <p><u>なお、建設業法（昭和24年法律第100号）及びマニュアルの解釈上不明な点があれば、建政部計画・建設産業課（中部地方整備局及び九州地方整備局）<u>あ</u>っては建設産業課、関東地方整備局及び近畿地方整備局<u>あ</u>っては建設産業第一課）に照会すること。</u></p> <p>(4) 入札説明書等における周知措置</p> <p><u>一般競争入札にあつては入札説明書、工事希望型競争入札にあつては送付資料、工事希望型競争入札以外の指名競争入札にあつては指名通知書の監理技術者等関係部分において、次に掲げる事項を記載すること。</u></p> <p><u>① 設置予定の監理技術者等にあつては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できない。</u></p> <p><u>② 「官公需適格組合における組合員からの在籍出向者たる監理技術者又は主任技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について（試行）」又は「親会社及びその連結子会社との出向社員に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について（改正）」において定められた在籍出向の要件に適合しない場合又は当該要件に適合することを証する資料の提出がなされない</u></p>	<p>(2) 入札参加の取扱い</p> <p>上記措置の結果、当該入札参加希望者等と配置予定の監理技術者との間に、上記「直接的かつ恒常的な雇用関係」が確認できない場合は、当該入札参加希望者等を入札に参加させないこと。</p> <p>なお、建設業法及びマニュアルの解釈上不明な点があれば、建政部計画・建設産業課（建設産業課）に照会すること。</p> <p>(3) 入札参加希望者等に対する周知措置</p> <p><u>一般競争入札にあつては入札説明書、公募型指名競争入札にあつては技術資料作成要領、工事希望型指名競争入札にあつては送付資料の監理技術者関係部分において「配置予定の監理技術者にあつては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある」旨を記載すること。</u></p>

改正後	改正前
<p><u>場合は入札に参加できない。また、当該要件に適合しない者を監理技術者等として設置していることが確認された場合は契約を解除する。</u></p> <p>(5) その他 契約締結後において、契約書の規定に従い監理技術者等の通知があった場合において、監理技術者資格者証に記載されている所属建設業者の商号又は名称と入札予定者の商号又は名称が異なるなど (1) の「直接的かつ恒常的な雇用関係」及び (2) の在籍出向の要件に疑義があると認められるときは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 (平成12年法律第127号) 第11条に規定する通知の必要があるので、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第11条に関する手続について」(平成13年7月30日付け国地契第26号、国官技第126号、国営計第76号) に基づき適切に処理すること。</p> <p>3 監理技術者等を工事現場に専任で設置すべき期間について(マニュアル三(2)) 監理技術者等を工事現場に専任で設置すべき期間は、契約工期が基本であるが、次に掲げる期間については、設計図書、打合せ記録等の書面で明確にした場合に限って、工事現場での専任は要しないこと。</p> <p>① 契約締結後、現場施工に着手するまで(現場事務所の設置、資機材の搬入、仮設工事等が開始されるまで)の期間 ② 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生、埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間 ③ 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間 ④ 工事完成後、検査が終了し、事務手続き後、後片付け等のみが残っている期間</p>	<p>(4) その他 <u>(1) に定める措置を講じた場合に限らず、</u>契約締結後において、契約書の規定に従い監理技術者等の通知があった場合において、監理技術者証に記載されている所属建設業者の商号又は名称と入札予定者の商号又は名称が異なるなど上記の「直接的かつ恒常的な雇用関係」に疑義があると認められるときは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第11条に規定する通知の必要があるので、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第11条に関する手続について」(平成13年7月30日国地契第26号、国官技第126号、国営計第76号) に基づき適切に処理すること。</p>